

建設業者等立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に定めるもののほか、法第31条第1項の規定による立入検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象者)

第2条 検査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、県内で建設業を営む者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第30条第1項又は第2項の規定による不正事実の申告があり、検査を行うことが必要であると認められる者
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の規定による通知があり、検査を行うことが必要であると認められる者
- (3) 法の規定に違反すると疑うに足りる事実がある者
- (4) 国土交通大臣が建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）を対象として実施する下請取引等実態調査の結果、下請契約における代金支払の適正化等を図るために検査を行うことが必要であると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他検査を行うことが特に必要であると認められる者

(検査員の心得)

第3条 検査をする者（以下「検査員」という。）は、検査を行うに当たっては、常に厳正かつ公平な態度を保持しなければならない。

(執務時間内の検査の原則)

第4条 検査は、対象者の執務時間内に行わなければならない。ただし、対象者の代表者その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の通知)

第5条 知事は、検査を行う7日前までに、当該対象者に対し、検査の日時、場所その他必要な事項を書面で通知するものとする。ただし、緊急に検査を行う必要があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第6条 検査は、当該対象者の代表者その他の責任者の立会いを得て行わなければならない。

(検査の停止等)

第7条 検査員は、検査の妨害、拒否その他の事由により検査の実施が困難であると認めるときは、検査を停止し、直ちにその旨を上司に報告してその指示を受けなければならない。

(検査後の措置)

第8条 知事は、検査の結果、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要があると認めるときは、当該対象者に対し、法第41条第1項の規定による指導を行うものとする。

2 前項の指導のうち、当該対象者に健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に違反して健康保険等に参加していない事実（健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出をしていない事実をいう。）があるときに行う指導については、別に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、当該対象者に建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準（平成17年9月7日建管一1238。以下「監督処分基準」という。）に該当する事実があるときは、知事は、法第5章及び監督処分基準に定めるところにより、監督処分を行うものとする。ただし、当該対象者が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けている建設業者である場合において、当該対象者に法第28条第1項各号のいずれかに該当する事実があるときは、監督処分を行わず、又は監督処分と併せて、当該対象者が許可を受けている国土交通大臣又は他の都道府県知事に対する当該事実の申告その他必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、検査の結果、法第41条第1項の規定による指導を行う必要がないと認めるときは、当該対象者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第9条 法、建設業法施行令、建設業法施行規則及びこの要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年1月8日建政一1353）

この要領は、平成28年1月8日から施行する。

附 則（平成28年12月6日建政一1214）

この要領は、平成28年12月6日から施行する。